



## 介護サービス相談員を募集しています

### ○ 介護サービス相談員の役割

介護サービス相談員（以下「相談員」という。）は、介護サービスの提供の場を訪ね、サービス利用者の話を聞き、相談に応じる等により、利用者の不満、不安等の解消を図るとともに、サービス事業所におけるサービスの質の向上を図る活動を行います。

### ○ 活動の内容

相談員は、市内の介護保険事業所（特別養護老人ホーム、グループホーム等）を一月に3～4事業所、各1、2回訪問し、次のような活動を行います。

- ①利用者の話を聞き、相談に乗る。事業所の行事に参加する。
- ②サービスの現状把握に努める。
- ③事業所の管理者や従事者と意見交換をする。
- ④サービス提供等に関して気付いたことや提案等がある場合には、事業所の管理者等にその旨を伝える。
- ⑤活動状況について、月に一度、市に報告する。

### ○ 謝礼等

①活動に対する謝礼	日額 8,100円 ※ただし、活動時間が半日に満たない場合は日額の半額となります。 ※所得税を差し引いてお支払いします。
②交通費	実費相当額
③その他	傷害保険加入あり ※傷害保険の掛金については郡山市で負担します。

### ○ 研修等

相談員として委嘱された場合、相談員の活動を開始する前に、必ず次の研修等を受講していただきます。  
※研修費用及び交通費等については郡山市で負担します。  
※全ての研修を修了後、令和8年10月以降、事業所を訪問し相談活動を行っていただきます。

研修名	実施予定期	研修期間	場所
委嘱状交付式 介護保険制度概要説明	令和8年5月中旬	1日	郡山市役所
相談員養成研修（前期）	令和8年7月下旬	4日	リモート研修
フィールドワーク実習 (介護保険事業所訪問実習、 地域ケア体制等ヒアリング)	令和8年7月中旬～8月上旬	3日	市内介護保険 事業所、郡山市役所
相談員養成研修（後期）	令和8年8月下旬	1日	リモート研修

裏面もご覧下さい。



## ○ 募集要領

郡山市では、相談員として活動していただける方（若干名）を募集します。応募資格及び条件については次のとおりです。

応募いただいた方の中から、一次選考及び二次選考により決定させていただきます。

- ①資格、条件 (1) 市内に住所を有する者で申込み時の年齢が年齢40歳以上65歳未満の方  
(2) 市税等に滞納がない方  
(3) 申込日以降、郡山市の付属機関等の委員として在任していない方  
(4) 担当する介護保険事業所を自分で訪問できる方  
(5) 申込日以降、国会議員、地方議会議員、国家公務員、地方公務員、介護サービス事業関係者でない方

②募集期間 令和8年1月5日（月）～令和8年2月6日（金）

③応募方法 別紙「郡山市介護サービス相談員申込書」及び「同意書」に必要事項を記入、押印し、運転免許証の写しを添付の上、郵送又は持参又はメールにより申し込みしてください。

④締め切り 郵送の場合：募集期間の最終日必着

持参・メールの場合：募集期間の最終日の午後5時15分まで

⑤応募先及び問い合わせ先

郡山市 保健福祉部 介護保険課（本庁舎1階） 担当：給付係  
〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号  
電話 924-3021 FAX 934-8971  
メール：kaigohoken@city.koriyama.lg.jp

※参考：介護相談・地域づくり連絡会ウェブサイト(<http://kaigosodan.com/>)において、介護サービス相談員の活動について情報を発信していますので、ぜひご覧ください。

## 介護相談員派遣等事業について

